改定理由 改 定 (令和3年度) 現 行 (令和2年度) 第1章 総 第1章 総 第1節 総 第1節総 1-1-1 適 1-1-1 適 用 1. 適用工事 2. 適用工事 農業土木工事仕様書(以下「工事仕様書」という。)は、北海道開発局が発注するほ場整備工事、農用 農業土木工事仕様書(以下「工事仕様書」という。)は、北海道開発局が発注するほ場整備工事、農用 名称変更 地造成工事、<u>舗装工事・道路改良工事</u>、水路トンネル工事、水路工事、<u>排水路工事・河川工事</u>、管水路 地造成工事、農道工事、水路トンネル工事、水路工事、河川及び排水路工事、管水路工事、畑かん施設 工事、畑かん施設工事、その他土木工事、コンクリートダム工事、フィルダム工事、その他これらに類 工事、その他土木工事、コンクリートダム工事、フィルダム工事、その他これらに類する工事(以下 する工事(以下「工事」という。)に係る、工事請負契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の 「工事」という。)に係る、工事請負契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、 内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な 統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図 履行の確保を図るためのものである。 るためのものである。 1-1-2 用語の定義 1-1-2 用語の定義 22. 連絡 22. 連絡 連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で 連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で 伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。 伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不用な手段により 押印等の見直しに伴う規定の変更 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。 互いに知らせることをいう。 26. 書面 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。 書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協 26. 書面 議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いな 書面とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名又は 押印等の見直しに伴う規定の変更 <u>い場合</u>は、<u>発行年月日を記載し、記名(</u>署名<u>また</u>は押印<u>を含む)したもの</u>も有効とする。 押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、 37. 段階確認 報告、通知が行われた工事帳票については、署名又は押印がなくても有効とする。 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規 格、数値等を確認することをいう。 [追加] 5-1-1 から編入 38. 技術検査 技術検査とは、地方整備局工事技術検査要領(国土交通事務次官通達平成 18 年 3 月 31 日改正)に基 づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。 〔追加〕 5-1-1 から編入 39. 工事検査 37. 工事検査 40. 検査職員 38. 検査職員 41. 同等以上の品質 39. 同等以上の品質 42. 工期 40. 工期 43. 工事開始日 41. 工事開始日 44. 工事着手日 42. 工事着手日 43. 準備期間 45. 準備期間 46. 工事 44. 工事 47. 本体工事 45. 本体工事 48. 仮設工事 46. 仮設工事 49. 工事区域 47. 工事区域

改 定 (令和3年度)	現 行 (令和2年度)	改定理由
<u>50</u> . 現場	<u>48</u> . 現場	
<u>51</u> . SI	<u>49</u> . SI	
<mark>52</mark> . 現場発生品	<u>50</u> . 現場発生品	
<mark>53</mark> . JIS規格	<u>51</u> . JIS規格	
1-1-3 設計図書の照査等	1-1-3 設計図書の照査等	設計業務等共通仕様書と表現を統一
1. 図面原図の貸与	1. 図面原図の貸与	
受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図 <u>若しくは電子データ</u> を	受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に契約図面の原図を貸与することが	
貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備え	できる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならな	
なければならない。	ιν <sub>°</sub>	
1-1-7 工事用地等の使用	1-1-7 工事用地等の使用	
2. 用地の確保	2. 用地の確保	
設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地につ	設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地につ	構造物掘削等に伴う借地には、発注者の
いては、自ら準備し、確保しなければならない。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする	いては、自ら準備し、確保しなければならない。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする	負担により借地する範囲もあることから
用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舎、駐車場)及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が	用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舎、駐車場)及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が	規定に追記。
使用する用地並びに <mark>発注者の負担により借地する範囲以外の</mark> 構造物掘削等に伴う借地等をいう。	使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。	
1-1-14 工事の一時中止		
3. 基本計画書の作成	   1-1-14 工事の一時中止	   工事の一時中止に伴う増加費用等の積算
前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関	   3. 基本計画書の作成	   方法について(H28.3.14) 及び本省版ガイ
する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、 <mark>協議する</mark> ものとする。また、受注者は工事の再開	   前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関	   ドラインでは、「発注者に提出し協議す
に備え工事現場を保全しなければならない。	   する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、 <u>承諾を得</u> るものとする。また、受注者は工事の再	る」と記載
	   開に備え工事現場を保全しなければならない。	
1−1−17 支給材料及び貸与品		
5. 貸与機械の使用	1−1−17 支給材料及び貸与品	5-1-5 から編入
受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負工事用建設機械無償貸付仕様書によらなけ		
ればならない。		
<u>6</u> . 返還		
<u>7</u> . 修理等		
<u>8</u> . 流用の禁止	<u>6</u> . 修理等	
<u>9</u> . 所有権	<u>7</u> . 流用の禁止	
	<u>8</u> . <b>所有権</b>	

改 定 (令和3年度) 現 行 (令和2年度) 改定理由 1-1-19 建設副産物 1-1-19 建設副産物 実施書は「発注者に提出」と記載されて 6. 実施書の提出 6. 実施書の提出 いるが、他項は「監督職員に提出」と記 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を 載されている 記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。 記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。 1-1-24 施工管理 1-1-24 施工管理 5-1-11 から編入 9. 品質記録台帳 受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について北海道開発局が定める「建設材料の品質記録 〔追加〕 保存要領」(工事仕様書「付表」)に基づいて品質記録台帳を作成しなければならない。 1-1-27 工事中の安全確保 1-1-27 工事中の安全確保 諸基準類の改定(予定)にともなう 1. 安全指針等の遵守 1. 安全指針等の遵守 受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月)、建設機械施 受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月)、建設機械施 工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成 工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成 17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本 17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本 潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JISA 8972(斜面・法面工事用仮 潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JISA 8972(斜面・法面工事用仮 設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 5-1-12 から編入 2. 建設工事公衆災害防止対策要綱 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号、令和元年9月2日)を遵守し 〔追加〕 て災害の防止を図らなければならない。 5-1-12 から編入 3. 支障行為等の防止 2. 支障行為等の防止 4. 使用する建設機械 [追加] 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定さ れている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機 械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。 5. 周辺への支障防止 3. 周辺への支障防止 5-1-12 から編入 6. 架空線等事故防止対策 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受 入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を行 〔追加〕 い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。 7. 防災体制 4. 防災体制 8. 第三者の立入り禁止措置 5. 第三者の立入り禁止措置 9. 安全巡視 6. 安全巡視 10. 現場環境改善 7. 現場環境改善

行 (令和2年度) 改 定 (令和3年度) 改定理由 現

11. 定期安全研修・訓練等

受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号か ら実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業 員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。

- 12. 施工計画書
- 13. 安全教育・訓練等の記録
- 14. 関係機関との連絡
- 15. 工事関係者の連絡会議
- 16. 安全衛生協議会の設置
- 17. 安全優先
- 18. 災害発生時の応急処置
- 19. 地下埋設物等の調査
- 20. 不明の地下埋設物等の処置
- 21. 地下埋設物件等損害時の措置

#### 1-1-31 環境対策

6. 排出ガス対策型建設機械

受注者は工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、表1-1-1の下欄に示す「特定特 殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成29年5月改正法律第41号)に基づく技術基準に適合する特 定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)、 「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318 号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)」に 基づき指定された排出ガス対策型建機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければ ならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制 度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発 建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着 した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス 基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和元年6月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付さ れた特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」 もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)に基づき 指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」と いう。)を使用しなければならない。

8. 定期安全研修・訓練等

受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号か ら実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

加〕

- 9. 施工計画書
- 10. 安全教育・訓練等の記録
- 11. 関係機関との連絡
- 12. 工事関係者の連絡会議
- 13. 安全衛生協議会の設置
- 14. 安全優先
- 15. 災害発生時の応急処置
- 16. 地下埋設物等の調査
- 17. 不明の地下埋設物等の処置
- 18. 地下埋設物件等損害時の措置

#### 1-1-31 環境対策

6. 排出ガス対策型建設機械

受注者は工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、表1-1-1の下欄に示す「特定特 │諸基準類の改定にともなう 殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成29年5月改正法律第41号)に基づく技術基準に適合する特 定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)、 「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318 号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(最終改正平成23年7月13日付国総環リ第1号)に 基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下、「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなけ ればならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制 度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発 建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着 した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス 基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和元年6月改正│諸基準類の改定にともなう 経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付さ れた特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」 もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)に基づき 指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」と いう。)を使用しなければならない。

複数回に分けて実施できる規定の追記

定 (令和3年度) 改

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度 建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施さ れた民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄 化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督 職員と協議するものとする。

### 表 1-1-2 排出ガス対策型機械 (トンネル)

機 種	備考
トンネルエ事用建設機械	ディーゼルエンジン(エンジン出力 30kw 以上 260kw
・バックホウ	以下)を搭載した建設機械に限る。
・トラクタショベル	ただし、道路運送車輌の保安基準に排出ガス基準
・大型ブレーカ	が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動
・コンクリート吹付機	車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交
・ドリルジャンボ	付を受けているものは除く。
・ダンプトラック	
・トラックミキサ <u>ー</u>	

# 1-1-33 交通安全管理

### 2. 施工計画書

受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計 画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものと し、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

- 3. 輸送災害の防止
- 4. 交通安全等輸送計画
- 5. 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理 者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和2年3月 改正内閣府・国土交通省令第1号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、 昭和 37 年 8 月 30 日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成 18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の 設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国 防第206号) 及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づ き、安全対策を講じなければならない。

行 (令和2年度)

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度 建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施さ れた民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄 化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督 職員と協議するものとする。

### 表 1-1-2 排出ガス対策型機械 (トンネル)

機 種	備考
トンネル工事用建設機械	ディーゼルエンジン(エンジン出力 30kw 以上 260kw
・バックホウ	以下)を搭載した建設機械に限る。
・トラクタショベル	ただし、道路運送車輌の保安基準に排出ガス基準が
・大型ブレーカ	定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車
・コンクリート吹付機	以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付
・ドリルジャンボ	を受けているものは除く。
・ダンプトラック	
・トラックミキサ	

JIS 名称変更 (ミキサー)

改定理由

1-1-33 交通安全管理

5-1-13 から編入

- 2. 輸送災害の防止
- 3. 交通安全等輸送計画
- 4. 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理 者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 (平成 30 年 12 月 | 諸基準類の改定にともなう 改正内閣府・国土交通省令第5号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、 昭和37年8月30日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18 年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置 について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第 206号) 及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安 全対策を講じなければならない。

[追加]

改 :	定 (令和3年度)	現	改 定 理 由	
<u>6</u> . 工事用道路使用の責任		<u>5</u> . 工事用道路使用の責任		
<u>7</u> . 工事用道路共用時の処置		<u>6</u> . 工事用道路共用時の処置		
8. 工事用道路の維持管理				
受注者は、設計図書において指定された工事用道	路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道		〔追加〕	5-1-13 から編入
路の維持管理及び補修を行うものとする。				
<u>9</u> . 公衆交通の確保		7. 公衆交通の確保		
<u>10</u> . 水上輸送		8. 水上輸送		
<u>11</u> . 作業区域の標示等		9. 作業区域の標示等		
<u>12</u> . 水中落下支障物の処置		<u>10</u> . 水中落下支障物の処置		
<u>13</u> . 作業船舶機械故障時の処理		11. 作業船舶機械故障時の処理		
<u>14</u> . 通行許可		<u>12</u> . 通行許可		
受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車	両制限令(平成31年3月改正政令第41号)第3条	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、耳	車両制限令(平成 31 年 3 月改正政令第 41 号)第 3 条	
における一般的制限値を超える車両を通行させると	きは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得てい	における一般的制限値を超える車両を通行させると	ときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得てい	
ることを確認しなければならない。また、道路交通	法施行令(令和 <mark>2</mark> 年 <u>6</u> 月改正政令第 <u>181</u> 号)第 22 条	ることを確認しなければならない。また、道路交通	殖法施行令(令和 <u>元</u> 年 <u>9</u> 月改正政令第 <u>109</u> 号)第 22 条	諸法令の改正にともなう
における制限を超えて建設機械、資材等を積載して	運搬するときは、道路交通法(令和 2 年 6 月改正法	における制限を超えて建設機械、資材等を積載して	て運搬するときは、道路交通法(令和 <u>元</u> 年 6 月改正法	
律第 <u>52</u> 号)第 57 条に基づく許可を得ていることを	確認しなければならない。	律第 <u>37</u> 号)第 57 条に基づく許可を得ていることを	を確認しなければならない。	諸法令の改正にともなう
<u>15</u> . 検定合格警備員の配置を必要とする路線		13. 検定合格警備員の配置を必要とする路線		
<u>16</u> . 検定合格警備員の配置を必要とする路線以外		14. 検定合格警備員の配置を必要とする路線以外		
-1-35 諸法令の遵守		1-1-35 諸法令の遵守		
1. 諸法令の遵守		1. 諸法令の遵守		
受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工	事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は	受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、こ	L事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は	諸法令の改正にともなう
受注者の責任において行わなければならない。		受注者の責任において行わなければならない。		
なお、主な法令は以下に示す通りである。		なお、主な法令は以下に示す通りである。		
(4) 労働基準法	( <mark>令和2</mark> 年 <u>3</u> 月改正 法律第 <u>14</u> 号)	(4) 労働基準法	( <u>平成30</u> 年 <u>7</u> 月改正 法律第 <u>71</u> 号)	
(8)雇用保険法	( <mark>令和2</mark> 年 <u>6</u> 月改正 法律第 <u>54</u> 号)	(8) 雇用保険法	( <u>平成30</u> 年 <u>7</u> 月改正 法律第 <u>71</u> 号)	
(9) 労働者災害補償保険法	( <mark>令和2</mark> 年 <u>6</u> 月改正 法律第 <u>40</u> 号)	(9) 労働者災害補償保険法	( <u>平成30</u> 年 <u>5</u> 月改正 法律第 <u>31</u> 号)	
(10) 健康保険法	(令和 <mark>2</mark> 年 <u>6</u> 月改正 法律第 <u>52</u> 号)	(10) 健康保険法	(令和 <u>元</u> 年 <u>5</u> 月改正 法律第 <u>9</u> 号)	
(11) 中小企業退職金共済法	(令和 <mark>2</mark> 年 <u>6</u> 月改正 法律第 <u>40</u> 号)	(11) 中小企業退職金共済法	(令和 <u>元</u> 年 <u>5</u> 月改正 法律第 <u>16</u> 号)	
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和 <mark>2</mark> 年 <u>3</u> 月改正 法律第 <mark>14</mark> 号)	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和 <u>元</u> 年 <u>6</u> 月改正 法律第 <u>37</u> 号)	
(13) 出入国管理及び難民認定法	( <u>令和元</u> 年12月改正 法律第 <u>63</u> 号)	(13) 出入国管理及び難民認定法	( <u>平成30</u> 年12月改正 法律第 <u>102</u> 号)	
(14) 道路法	( <u>令和2</u> 年 <u>6</u> 月改正 法律第 <mark>49</mark> 号)	(14) 道路法	( <u>平成30</u> 年 <u>3</u> 月改正 法律第 <u>6</u> 号)	
(15) 道路交通法	(令和 <mark>2</mark> 年6月改正 法律第 <u>52</u> 号)	(15) 道路交通法	(令和 <u>元</u> 年6月改正 法律第 <u>37</u> 号)	
(16) 道路運送法	(令和 <mark>2</mark> 年6月改正 法律第 <mark>36</mark> 号)	(16) 道路運送法	(令和 <u>元</u> 年6月改正 法律第 <u>37</u> 号)	
(17) 道路運送車両法	(令和 <mark>2</mark> 年 <u>3</u> 月改正 法律第 <mark>5</mark> 号)	(17) 道路運送車両法	(令和 <u>元</u> 年 <u>6</u> 月改正 法律第 <u>37</u> 号)	
	(令和 <u>2</u> 年6月改正 法律第 <del>4</del> 9号)	(22) 港湾法	(令和元年6月改正 法律第 <u>37</u> 号)	

工 種 農業土木工事仕様書

改	定 (令和3年度)	現 名	〒 (令和2年度)	改定理由
(26) 航空法	(令和 <mark>2</mark> 年6月改正 法律第 <mark>61</mark> 号)	(26) 航空法	(令和 <u>元</u> 年6月改正 法律第 <u>38</u> 号)	
(28) 軌道法	( <mark>令和2</mark> 年6月改正 法律第 <u>41</u> 号)	(28) 軌道法	( <u>平成29</u> 年6月改正 法律第 <u>45</u> 号)	
(29) 森林法	( <mark>令和2</mark> 年6月改正 法律第 <u>41</u> 号)	(29) 森林法	( <u>平成30</u> 年6月改正 法律第 <u>35</u> 号)	
(32) 大気汚染防止法	( <mark>令和2</mark> 年6月改正 法律第 <u>39</u> 号)	(32) 大気汚染防止法	( <u>平成29</u> 年6月改正 法律第 <u>45</u> 号)	
(38) 文化財保護法	( <mark>令和2</mark> 年6月改正 法律第 <u>41</u> 号)	(38) 文化財保護法	( <u>平成30</u> 年6月改正 法律第 <u>42</u> 号)	
(40) 電気事業法	( <mark>令和2</mark> 年6月改正 法律第 <mark>49</mark> 号)	(40) 電気事業法	( <u>平成30</u> 年6月改正 法律第 <u>41</u> 号)	
(43) 建築基準法	(令和 <u>2</u> 年6月改正 法律第 <u>43</u> 号)	(43) 建築基準法	(令和 <u>元</u> 年6月改正 法律第 <u>37</u> 号)	
(63) 厚生年金保険法	( <mark>令和2</mark> 年 <u>6</u> 月改正 法律第 <mark>40</mark> 号)	(63) 厚生年金保険法	( <u>平成30</u> 年 <u>7</u> 月改正 法律第 <u>71</u> 号)	
(68) 所得税法	(令和 <mark>2</mark> 年 <u>3</u> 月改正 法律第 <mark>8</mark> 号)	(68) 所得税法	(令和 <u>元</u> 年 <u>6</u> 月改正 法律第 <u>28</u> 号)	
(70) 船員保険法	(令和 <u>2</u> 年 <u>6</u> 月改正 法律第 <u>52</u> 号)	(70) 船員保険法	(令和 <u>元</u> 年 <u>5</u> 月改正 法律第 <u>9</u> 号)	
(71) 著作権法	( <mark>令和2</mark> 年 <u>6</u> 月改正 法律第 <mark>48</mark> 号)	(71) 著作権法	( <u>平成30</u> 年 <u>7</u> 月改正 法律第 <u>72</u> 号)	
(72) 電波法	(令和 <u>2</u> 年 <u>4</u> 月改正 法律第23号)	(72) 電波法	(令和元年6月改正 法律第23号)	
(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の[	防止等に関する特別措置法	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防	5止等に関する特別措置法	
	(令和 <u>2</u> 年6月改正 法律第 <u>42</u> 号)		(令和 <u>元</u> 年6月改正 法律第 <u>20</u> 号)	
(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律	( <mark>令和2</mark> 年 <u>3</u> 月改正 法律第 <u>14</u> 号)	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律	( <u>平成29</u> 年 <u>6</u> 月改正 法律第 <u>45</u> 号)	
(75) 農薬取締法	( <mark>令和元</mark> 年 <u>12</u> 月改正 法律第 <u>62</u> 号)	(75) 農薬取締法	( <u>平成30</u> 年 <u>6</u> 月改正 法律第 <u>53</u> 号)	
(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関す	する法律	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関す	る法律	
	( <mark>令和2</mark> 年6月改正 法律第 <mark>42</mark> 号)		( <u>平成30</u> 年6月改正 法律第 <u>67</u> 号)	
1-1-38 工事測量		1-1-38 工事測量		
3. 仮設標識			追加]	5-1-14 から編入
受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる個	反設標識を、設置しなければならない。			
<u>4</u> . 工事用測量標の取扱い		3. 工事用測量標の取扱い		
<u>5</u> . 既存杭の保全		4. 既存杭の保全		
<u>6</u> . 水準測量・水深測量		<u>5</u> . 水準測量・水深測量		

改定理由 改 定 (令和3年度) 行 (令和2年度) 第2章 土 工 第2章 土 工 第2節 適用すべき諸基準 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合 は、監督職員の承諾を得なければならない。 は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場 合は監督職員と協議しなければならない。 合は監督職員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路土工構造物技術基準 · 同解説 (平成 <mark>29</mark> 年 3 月) 国土交通省道路土工構造物技術基準 (平成 27 年 3 月) 諸法令の改正にともなう 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第2節 適用すべき諸基準 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合 は、監督職員の承諾を得なければならない。 は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場 合は監督職員と協議しなければならない。 合は監督職員と協議しなければならない。 諸法令の改正にともなう 土木学会鉄筋定着・継手指針 (令和2年3月) 土木学会鉄筋定着・継手指針 (平成19年8月) 第3節 レディーミクストコンクリート 第3節 レディーミクストコンクリート 3-3-3 配 合 3-3-3 配 合 1. 一般事項 1. 一般事項 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、 ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティーが得られる範囲内で単 ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティーをもつ範囲内で単位水 | 諸法令の改正にともなう 位水量を少なくするように定めなければならない。 量を少なくするように定めなければならない。 第5節 現場練りコンクリート 第5節 現場練りコンクリート 3-5-4 材料の計量及び練混ぜ 3-5-4 材料の計量及び練混ぜ 2. 材料の計量 2. 材料の計量 (4)連続ミキサーを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。 (4) 連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。 JIS 名称変更 (ミキサー) その計量値の許容差は、ミキサーの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算し その計量値の許容差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算し | JIS 名称変更(ミキサー) て、「表1-3-2計量値の許容差」の値以下とする。 て、「表1-3-2計量値の許容差」の値以下とする。 なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めな JIS名称変更(ミキサー) なお、受注者は、ミキサーの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定め なければならない。 (6) 受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液につい (6) 受注者は、各材料を、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で │ 諸法令の改正にともなう ては、表1-3-2に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよいものとする。 計量してもよいものとする。

辰禾.	<b>上个工争让你看利口</b> 对比农	
改 定 (令和3年度)	現 行 (令和2年度)	改 定 理 由
なお、一 <u>バッチ</u> の量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りまぜ設備、運搬方法等を考慮して	なお、一 <u>練り</u> の量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りまぜ設備、運搬方法等を考慮して定	諸法令の改正にともなう
定めなければならない。	めなければならない。	
3. 練混ぜ	3. 練混ぜ	
(1)受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式または強制練りバッチミキサ_または連続ミキサ_を	(1)受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式または強制練りバッチミキサまたは連続ミキサを使用	JIS 名称変更(ミキサー)
使用するものとする。	するものとする。	
(2)受注者は、ミキサ <u>ー</u> の練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (練混ぜ性能試験方法)及び土木学会規準「連続ミ	(2)受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (練混ぜ性能試験方法)及び土木学会規準「連続ミキ	JIS 名称変更(ミキサー)
キサ <u>ー</u> の練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	サの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	JIS 名称変更(ミキサー)
(3)受注者は、JIS A 8603-1 (コンクリートミキサー第1部:用語及び仕様項目)、JIS A 8603-2 (コンクリ	(3)受注者は、JIS A 8603-1 (コンクリートミキサー第1部:用語及び仕様項目)、JIS A 8603-2 (コンクリ	
ートミキサー第2部:練混ぜ性能試験方法)に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサ <u>ー</u> を使	ートミキサー第2部:練混ぜ性能試験方法)に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサを使用	
用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合に	しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、	JIS 名称変更(ミキサー)
は、受注者は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。	受注者は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。	
(4)受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。	(4)受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。	
やむを得ず、練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサ <u>ー</u> を用いる	やむを得ず、練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサを用いる場	
場合1分30秒、強制練りバッチミキサ <u>ー</u> を用いる場合1分とするものとする。	合1分30秒、強制練りバッチミキサを用いる場合1分とするものとする。	JIS 名称変更(ミキサー)
(6) 受注者は、ミキサ <u>ー</u> 内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサ <u>ー</u> 内に新たに材料を投入	(6) 受注者は、ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサ内に新たに材料を投入して	JIS 名称変更(ミキサー)
してはならない。	はならない。	JIS 名称変更(ミキサー)
(7)受注者は、使用の前後にミキサ <u>ー</u> を清掃しなければならない。	(7)受注者は、使用の前後にミキサを清掃しなければならない。	
(8)ミキサ_は、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。	(8)ミキサは、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。	JIS 名称変更(ミキサー)
(9) 受注者は、連続ミキサ <u>ー</u> を用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはなら	(9)受注者は、連続ミキサを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならな	JIS 名称変更(ミキサー)
ない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ <u>ー</u> 部の容積以上とする。	い。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ部の容積以上とする。	JIS 名称変更(ミキサー)
第7節 鉄 筋 工	  第7節 鉄筋工	
3-7-4 組立て	3-7-4 組 立 て	
3. 鉄筋かぶりの確保	3. 鉄筋かぶりの確保	
受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサを設置するものと	受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサ <u>ー</u> を設置するものと	   コンクリート標準示方書と用語を統:
し、構造物の側面については1㎡あたり2個以上、構造物の底面については、1㎡あたり4個以上設置	し、構造物の側面については1㎡あたり2個以上、構造物の底面については、1㎡あたり4個以上設置	(スペーサ)
し、個数について、鉄筋組立て完了時の段階確認時に確認を受けなければならない。鉄筋のかぶりとは	し、個数について、鉄筋組立て完了時の段階確認時に確認を受けなければならない。鉄筋のかぶりとは	
コンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの	コンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの	
距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサについてはコンクリート製あるいはモルタル	距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサ <u>ー</u> についてはコンクリート製あるいはモルタ	   コンクリート標準示方書と用語を統
製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。	ル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。	(スペーサ)
なお、これ以外のスペーサを使用する場合は監督職員と協議しなければならない。	なお、これ以外のスペーサ—を使用する場合は監督職員と協議しなければならない。	コンクリート標準示方書と用語を統
		(スペーサ)
	1	1

改 定 (令和3年度)	現 行 (令和2年度)	改定理由
·−7−5 継 手	3-7-5 継 手	
3. 継手位置	3. 継手位置	
受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めない	受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めない	
ため、継手位置を軸方向に互 <mark>い</mark> にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の 25 倍を加えた長さ以上としな	ため、継手位置を軸方向に <u>相</u> 互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の 25 倍を加えた長さ以上としな	諸基準類の改定にともなう
ければならない。	ければならない。	
継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、	継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、	
継手としての性能が発揮されることを確認しなければならない。	継手としての性能が発揮されることを確認しなければならない。	
8. 機械式鉄筋継手		
(1)機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガ		
イドライン(平成29年3月)」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能		
に関し、公的機関等(所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む)による技術的な		
確認を受け交付された証明書の写しを監督職員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施	[追加]	新規追加
エについては、以下の各号の規定によるものとする。		
①使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。		
②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施		
工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。		
また、機械式鉄筋継手工法の信頼度はⅡ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計		
時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。		
(2)設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、		
別途、監督職員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等		
級を三者会議等を利用し、設計者に確認した上で適用すること。		
∸10−2 施 工	3-10-2 施 工	
4. 材料投入順序の設定	4. 材料投入順序の設定	
受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサ <u>ー</u> に投入する順序を設定しな	受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサに投入する順序を設定しなけ	JIS 名称変更(ミキサー)
ければならない。	ればならない。	
-10-3 <b>養</b> 生	3-10-3 養 生	
<u>5</u> . 養生温度	<u>5</u> . 養生 <u>中のコンクリート</u> 温度	コンクリート標準示方書と用詞
受注者は、養生温度を 5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表 1-3-4 の値以	受注者は、養生 <u>中のコンクリートの</u> 温度を 5°C以上に保たなければならない。また、養生期間について	
上とするのを標準とする。ただし、激しい気象を受けるコンクリートは、表 1-3-4-1 の圧縮強度が得ら	は、表 1-3-4 の値以上とするのを標準とする。ただし、激しい気象を受けるコンクリートは、表 1-3-4-1	
れるまではコンクリートの温度を 5°C以上に保つことを標準とする。	の圧縮強度が得られるまではコンクリートの温度を 5°C以上に保つことを標準とする。	

改 定 (令和3年度)	現 行 (令和2年度)	改定理由
第 13 節 水中不分離性コンクリート	第 13 節 水中不分離性コンクリート	
3-13-3 コンクリートの製造	3-13-3 コンクリートの製造	
4. 練混ぜ	4. 練混ぜ	
(2) 受注者は、強制練りバッチミキサ <u>ー</u> を用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。	(2)受注者は、強制練りバッチミキサを用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。	JIS 名称変更(ミキサー)
(5) 受注者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサ <u>ー</u> にモルタルを付着させなければならない。	(5)受注者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサにモルタルを付着させなければならない。	JIS 名称変更(ミキサー)
5. ミキサ <mark>ー</mark> 、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理	5. ミキサ、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理	
(1)受注者は、ミキサ <u>ー</u> 及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。	(1)受注者は、ミキサ及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。	JIS 名称変更(ミキサー)
		JIS 名称変更(ミキサー)
3-14-2 施工機器	3-14-2 施工機器	
1. 工機械	1. 工機械	
(1) 受注者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタルミキサ <u>ー</u> を使用し	(1)受注者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタルミキサを使用しな	JIS 名称変更(ミキサー)
なければならない。	ければならない。	
3-14-3 施 エ	3-14-3 施 工	
5. 練混ぜ	5. 練混ぜ	
(1) 受注者は、練混ぜをモルタルミキサ <u>ー</u> で行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜなけれ	(1)受注者は、練混ぜをモルタルミキサで行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜなければ	JIS 名称変更(ミキサー)
ばならない。	ならない。	
(3)受注者は、モルタルミキサ <u>ー</u> 1バッチの練混ぜを、ミキサ <u>ー</u> の定められた練混ぜ容量に適した量で練り	(3) 受注者は、モルタルミキサ1バッチの練混ぜを、ミキサの定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜ	JIS 名称変更(ミキサー)
混ぜなければならない。	なければならない。	
3-16-4 練り混ぜ	3-16-4 練り混ぜ	
受注者は、モルタルの練り混ぜには、バッチミキサ <u>ー</u> を用いなければならない。ただし、練り混ぜ作業前	受注者は、モルタルの練り混ぜには、バッチミキサを用いなければならない。ただし、練り混ぜ作業前に	JIS 名称変更(ミキサー)
に監督職員の承諾を得た場合は、手練りが出来るものとする。	監督職員の承諾を得た場合は、手練りが出来るものとする。	
第4章 材  料	第4章 材 料	
   第9節   瀝青材料	   第9節   瀝青材料	
4-9-3 再生用添加剤	4-9-3 再生用添加剤	
再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和 2 年 4 月改正政令第 148 号)に規定されている特定	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和 <u>元</u> 年 <u>6</u> 月改正政令第 <u>19</u> 号)に規定されている特	諸法令の改正にともなう
化学物質を含まないものとし、表 4-27、表 4-28、表 4-29 の規格に適合するものとする。	定化学物質を含まないものとし、表 4-27、表 4-28、表 4-29 の規格に適合するものとする。	

改	定 (令和3:	年度)	現	行(令	·和2年度)	改定理由
第	5章 土木工事共	通		第5章 土木工事	共通	
第1節総則	〔削除〕		第1節 総 則 5-1-1 用語の定義			
	ראשנים		1. 一般事項			   1-1-2 に移動( <mark>削除</mark> )
	[削除]			章 1-1-2 用語の定義の規定に	加え以下の用語の定義に従うものとする	
			<ol> <li>2. 段階確認 段階確認とは、設計図書に</li> </ol>	示された施工段階において、	監督職員が臨場等により、出来形、品質、規	1-1-2 に移動
	〔削除〕		格、数値等を確認すること	<u>をいう。</u>		
			3. 技術検査			
			技術検査とは、北海道開発	局工事技術検査実施要領(昭	和 43 年 8 月 24 日北開局工第 37 号)に基づき	_ 1-1-2 に移動
	〔削除〕		行うものをいい、請負代金の	支払いを伴うものではない。		
5-1- <u>1</u> 請負代金内訳書及び工事費構成	書		5-1-2 請負代金内訳書及び工事費	構成書		
7. 請負代金内訳書の提出			7. 請負代金内訳書の提出			
受注者は、請負代金内訳書 <u>を</u> 電	子データ <u>で作成</u> し <u>、</u> 発注者に打	提出しなければならない。	受注者は、請負代金内訳書を <u>監督職員へ提出する際には、紙で出力した請負代金内訳書に捺印したもの、及び入力済みの</u> 電子データ <u>が保存された電子媒体の両方を監督職員を経由して</u> 発注者に提出しなけ		紙と電子の二重提出の廃止。	
					電子契約システムの運用開始、押印等の	
			ればならない。			見直しに伴う規定の変更
5-1- <mark>2</mark> 工 程 表			5-1- <u>3</u> 工 程 表			
5-1-3 担当技術者(工事監督支援業務)			5-1-4 担当技術者(工事監督支援	<b>業務</b> )		
表 5-1 段階確認一覧表		<del>,</del>	表 5-1 段階確認一覧表			
種別	細別	確認時期	種別	細別	確認時期	0.14 m =
舗装工事・道路改良工事 □路盤工 □舗装工		施工完了時	<u>農道工事</u> □路盤工 □舗装工		施工完了時	名称変更
	〔削除〕		<u>5-1-5</u> 支給材料及び貸与品 1. 適用規定			1-1-17 (二移動 (削除)
				章 1-1-17 支給材料及び貸与品	品の規定に加え以下の規定による。	
			2. 貸与機械の使用	にちもっては、回に古はて「	・ル次学問及日において创め、地帯ときなっち	1-1-17 に移動
					北海道開発局において船舶・機械を請負工事周機第147号)によらなければならない。	
5-1- <u>4</u> 監督職員による確認及び立会等	;		5-1- <u>6</u> 監督職員による確認及び立	会等		
5-1- <mark>5</mark> 数量の算出			5-1- <u>7</u> 数量の算出			

改 定 (令和3年度)	現 行 (令和2年度)	改定理由
5-1- <mark>6</mark> 品質証明	5-1-8 品質証明	
5.1.7 工事完成网套办领口	5 1 0 丁亩宁市网套办领口	
5-1- <mark>7</mark> 工事完成図書の納品	5-1- <u>9</u> 工事完成図書の納品	
2. 工事完成図	2. 工事完成図	M   X   2   2   2   2   2   2   2   2   2
受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図について、原則	受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図を紙の成果品及	紙と電子の二重提出の廃止
<u>として、</u> 電子成果品として作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付	び電子成果品として作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工	
帯工種、付属施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完	種、付属施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図	
成図は設計寸法(監督職員の承諾により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法)で表し、材料規格	は設計寸法(監督職員の承諾により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法)で表し、材料規格等は 	
等はすべて実際に使用したもので表すものとする。	すべて実際に使用したもので表すものとする。	
3. 工事管理台帳	3. 工事管理台帳	
受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を台帳として記録した工事管理台帳 <mark>について、原</mark>	受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を台帳として記録した工事管理台帳 <u>を紙の成果品</u>	紙と電子の二重提出の廃止
<u>則として、</u> 電子成果品として作成しなければならない。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまと	<u>及び</u> 電子成果品として作成しなければならない。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施	
めた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。	設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。	
4. 電子成果品		
受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて <u>、原則として、</u> 電子成果品を	4. 電子成果品 <u>及び紙の成果品</u>	紙と電子の二重提出の廃止
作成及び納品しなければならない。	受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて電子成果品 <u>及び紙の成果品</u> を作	
なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合わせ簿管理ファイル	成及び納品しなければならない。	
及びそれらの DTD ファイルは、「国土交通省 CALS/EC 電子納品に関する要領・基準サイト」	   なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合わせ簿管理ファイル	
(http://www.cals-ed.go.jp/index.html) において公開している「工事完成図書等に係わるDTD、XML	│ │     及びそれらの DTD ファイルは、「国土交通省 CALS/EC 電子納品に関する要領・基準サイト」	
出力例」H22. 9 (H23. 12. 27 更新) を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。	 	
電子納品にあたっては、「北海道開発局における電子納品に関する手引き(案)【工事編】」を参考に	   出力例」H22.9(H23.12.27更新)を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。	
し、監督職員と協議の上電子化の範囲等を決定しなければならない。	   電子納品にあたっては、「北海道開発局における電子納品に関する手引き(案)【工事編】」を参考に	
	し、監督職員と協議の上電子化の範囲等を決定しなければならない。	
5-1- <mark>8 技術検査</mark>		
	│ │ 5-1-10 技術検査	
	<u>5−1−11 施工管理</u>	   1-1-24 に移動(削除)
( <b>削除</b> )	土木工事にあっては、第1章 1-1-24 施工管理の規定に加え以下の規定による。	
		1-1-24 に移動
	保存要領」(工事仕様書「付表」)に基づいて品質記録台帳を作成しなければならない。	
		1

改 定 (令和3年度)	現 行 (令和2年度)	改定理由
	5-1-12 工事中の安全確保	
〔削除〕	<u>1. 適用規定</u>	1-1-27に移動(削除)
	土木工事にあっては、第1章 1-1-27 工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。	
〔削除〕	2. 建設工事公衆災害防止対策要綱	1-1-27 に移動
	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第 496 号、令和元年 9 月 2 日)を遵守し	
	<u>て災害の防止を図らなければならない。</u>	
〔削除〕	3. 使用する建設機械	1-1-27 に移動
	受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定さ	
	れている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機	
	械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。	
〔削除〕	4. 架空線等事故防止対策	1-1-27 に移動
	受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受	
	<u>入地、資材置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を行</u>	
	<u>い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。</u>	
	<u>5-1-13 交通安全管理</u>	
	<u>1. 適用規定</u>	
〔削除〕	土木工事にあっては、第1章 1-1-33 交通安全管理の規定に加え以下の規定による。	1-1-33 に移動(削除)
	2. 工事用道路の維持管理	
〔削除〕	受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事	
	用道路の維持管理及び補修を行うものとする。_	1-1-33 に移動
	3. 施工計画書	
〔削除〕	受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計	
	画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものと	1-1-33 に移動
	し、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。	
	5-1-14 工事測量	
〔削除〕	_1. 適用規定	
	土木工事にあっては、第1章 1-1-38 工事測量の規定に加え以下の規定による。	1-1-38 に移動(削除)
〔削除〕	_2. 仮設標識	
	受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。	1-1-38 に移動

A基準類による。これにより難い場合 は相違がある場合は、原則として設計 しばならない。 ( <u>令和2</u> 年9月) ( <u>令和2</u> 年9月) ( <u>令和2</u> 年9月)	5-1-15 提出書類  5-1-16 創意工夫  5-1-17 その他 開発局独自  第3節 適用すべき諸基準  受注者は、設計図書において特に定めのない事項につい は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類 図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 日本道路協会 杭基礎施工便覧	色と設計図書に相違がある場合は、原則として設計	
相違がある場合は、原則として設計 にばならない。 ( <u>令和2</u> 年 <u>9</u> 月) ( <u>令和2</u> 年 <u>9</u> 月)	5-1-17 その他 開発局独自 第3節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項につい は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類 図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	ると設計図書に相違がある場合は、原則として設計 :協議しなければならない。	
相違がある場合は、原則として設計 にばならない。 ( <u>令和2</u> 年 <u>9</u> 月) ( <u>令和2</u> 年 <u>9</u> 月)	第3節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項につい は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類 図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	ると設計図書に相違がある場合は、原則として設計 :協議しなければならない。	S数甘油油 のようしょう
相違がある場合は、原則として設計 にばならない。 ( <u>令和2</u> 年 <u>9</u> 月) ( <u>令和2</u> 年 <u>9</u> 月)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項につい は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類 図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	ると設計図書に相違がある場合は、原則として設計 :協議しなければならない。	S数甘洋生味の3トウル・1・4・7
相違がある場合は、原則として設計 にばならない。 ( <u>令和2</u> 年 <u>9</u> 月) ( <u>令和2</u> 年 <u>9</u> 月)	は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類 図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	ると設計図書に相違がある場合は、原則として設計 :協議しなければならない。	S数甘供販のよウに しょよう
ばならない。 ( <u>令和 2</u> 年 <u>9</u> 月) ( <u>令和 2</u> 年 <u>9</u> 月)	図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	協議しなければならない。	■女甘、佐 坪 の ひ ロ し ↓ ↓ ・ ~
( <u>令和 2</u> 年 <u>9</u> 月) ( <u>令和 2</u> 年 <u>9</u> 月)	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧		************************************
		( <u>平成 27</u> 年 <u>3</u> 月)	
<del></del>	日本道路協会 杭基礎施工便覧		諸基準類の改定にともなう
(令和2年9月)	1	( <u>平成 27</u> 年 <u>3</u> 月)	諸基準類の改定にともなう
· <u></u> · <u></u> -	日本道路協会 杭基礎設計便覧	( <u>平成 27</u> 年 <u>3</u> 月)	諸基準類の改定にともなう
ドライン	厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策	に関するガイドライン	
( <u>令和2</u> 年 <u>9</u> 月)		( <u>平成 29</u> 年 <u>6</u> 月)	諸基準類の改定にともなう
( <u>平成 29</u> 年 3 月)	<u>国土交通省</u> 道路土工構造物技術基準	( <u>平成 27</u> 年 3 月)	諸基準類の改定にともなう
	第4節 共通的工種		
	5-4-4 矢 板 工		
	14. 落錘による打込み		
量は矢板の質量以上、錘の落下高は2	受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合	合、落錘の <u>重</u> 量は矢板の質量以上、錘の落下高は 2	諸基準類の改定にともなう
	m程度として施工しなければならない。		
	5-4-6 小型標識工		
	1. 一般事項		
理が <u>確実かつ</u> 容易な反射材料を用い	受注者は、認 <u>識</u> 上適切な反射 <u>特</u> 性を持ち、耐久性がる	あり、維持管理が <u>容易な</u> 反射材料を用いなければ	諸基準類の改定にともなう
	ならない。		
	2. 反射標識の取扱い		
識及び補助標識の黒色部分は無反射	受注者は、全面反射の標識を用いるものとする <u>が</u> 、1	警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としな	諸基準類の改定にともなう
	ければならない。		
	12. 錆止めの実施		
脱錆(酸洗い)などの下地処理を行	受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、	塗装に先立ち脱錆(酸洗い)などの下地処理を行	
o .	った後、 <u>燐</u> 酸塩被膜法などによる錆止めを施さなけれ	ばならない。	諸基準類の改定にともなう
	でライン (令和2年9月) (平成29年3月) (平成29年3月)  遣は矢板の質量以上、錘の落下高は2  型が確実かつ容易な反射材料を用い  歳及び補助標識の黒色部分は無反射  説鏡のでものでものでものである。	ドライン	原生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (

工 種 農業土木工事仕様書

条文の追加

# 農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定(令和3年度) 改定理由

### 5-4-18 沈 床 エ

#### 1. 一般事項

受注者は、粗朶沈床の施工については、連柴は梢を一方に向け径 15 cmを標準とし、緊結は長さおよそ 60 cmごとに連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、<u>しゅろ</u>縄等にて結束し、この間 2 ヶ所を二子 縄等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだときに端にそれぞれ約 15 cmを残すようにしなければならない。

### 13. 砂防ソイルセメント

受注者は、砂防ソイルセメントの施工にあたって、設計図書において特に定めのない事項については、「砂防ソイルセメント施工便覧」(砂防・地すべり技術センター、平成28年9月)、現位置撹拌混合固化工法(ISM工法)設計・施工マニュアル第1回改訂版(先端建設技術センターISM工法研究会、平成19年3月)の規定による。

なお、これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

14. 吸出し防止材の施工

# 第5節 基礎工

### 5-5-4 既製杭工

21. 鋼管杭及びH鋼杭の現場継手

既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。

(2) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801 (手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に 定められた試験のうち、その作業に該当する試験(又は同等以上の検定試験)に合格した者でかつ現場溶 接の施工経験が6ヵ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841 (半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当 する試験(又はこれと同等以上の検定試験)に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行 わさせなければならない。

### 5-5-5 場所打杭工

9. 鉄筋かごの建込み

受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して500~700 mmの間隔で設置するものとする。

### 5-4-18 沈 床 エ

#### 1. 一般事項

受注者は、粗朶沈床の施工については、連柴は梢を一方に向け径 15 cmを標準とし、緊結は長さおよそ 60 cmごとに連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、シュロ縄等にて結束し、この間 2 ヶ所を二子 縄等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだときに端にそれぞれ約 15 cmを残すようにしなければならない。

〔追加〕

13. 吸出し防止材の施工

# 第5節 基礎工

#### 5-5-4 既製杭工

21. 鋼管杭及びH鋼杭の現場継手

既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。

(2) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801 (手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に 定められた試験のうち、その作業に該当する試験(又は同等以上の検定試験)に合格した者でかつ現場溶 接の施工経験が6ヵ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841 (半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当 する試験(又はこれと同等以上の検定試験)に合格した者でなければならない。

道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編 P534による

### 5-5-5 場所打杭工

9. 鉄筋かごの建込み

受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して500~700mmの間隔で設置するものとする。

コンクリート標準示方書と用語を統一 (スペーサ)

工種	農業土木工事仕様書
----	-----------

行 (令和2年度) 改定理由 改 定 (令和3年度) 5-5-9 鋼管矢板基礎工 5-5-9 鋼管矢板基礎工 11. 鋼管矢板の溶接 11. 鋼管矢板の溶接 鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとす 鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとす (2) 受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801 (手溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に (2) 受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801 (手溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に 定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現 定められた試験のうち、その作業に該当する試験(又は同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現場 場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に 3841 (半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験の種類のうち、その作業に 該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上 該当する試験(又はこれと同等以上の検定試験)に合格した者でなければならない。 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編 の者に行わせなければならない。 P534 による 第7節 一般舗装工 第7節 一般舗装工 アスファルトプラントからの配合計画書に 5-7-7 アスファルト舗装工 5-7-7 アスファルト舗装工 は排出温度の記載が無く、出荷温度が記載 4. 加熱アスファルト安定処理の規格 4. 加熱アスファルト安定処理の規格 されていることがほとんどである。排出温 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。 度は出荷温度と同じとして運用している実 (5) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時(出荷時)の温度について監督職員の承諾を得な (5) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督職員の承諾を得なければなら 態である。 ければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。 (H22 1 7スファルト舗装工事共涌仕様書 P118 119) ない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。 (22) 計量自記記録装置 開発局独自 (22) 計量自記記録装置 開発局独自 4) 連続式プラント 4) 連続式プラント 連続式プラントは、本条第4項(22)バッチ式プラントの2)~3)のほか次の各号のものを有す 連続式プラントは、本条第4項(22)バッチ式プラントの2)~3)のほか次の各号のものを有す。 るものでなければならない。 るものでなければならない。 ① 粒度調整装置 ② 同調装置 ③ ミキサー ① 粒度調整装置 ② 同調装置 ③ ミキサ JIS 名称変更 (ミキサー) ミキサーは、二軸式バグミル型の連続式ミキサーで、均一な所定の混合物を生産しうるものでな ミキサは、二軸式バグミル型の連続式ミキサで、均一な所定の混合物を生産しうるものでなけれ JIS 名称変更 (ミキサー) ければならない。 ばならない。 5-7-11 グースアスファルト舗装工 5-7-11 グースアスファルト舗装工 9. 設計アスファルト量の決定 9. 設計アスファルト量の決定 設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。 設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。 (2) グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法 (2) グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や や敷きならし機械の質量などにより現場での施工法に差がでるので、受注者は、配合設計時にこれらの条 敷きならし機械の重量などにより現場での施工法に差がでるので、受注者は、配合設計時にこれらの条件 諸基準類の改定にともなう 件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。 を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。 11. 混合物の製造 11. 混合物の製造 混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。 混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。 (2) ミキサ排出時の混合物の温度は、180~220℃とする。 (2) ミキサー排出時の混合物の温度は、180~220℃とする。 JIS 名称変更 (ミキサー)

エ 種	農業土木工事仕様書
-----	-----------

長耒工不工事怔悚青新旧刈比表		
改 定 (令和3年度)	現 行 (令和2年度)	改定理由
5-7-12 コンクリート舗装工	5-7-12 コンクリート舗装工	アスファルトプラントからの配合計画書に
4. 加熱アスファルト安定処理の規定	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	は排出温度の記載が無く、出荷温度が記載
受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。	されていることがほとんどである。排出温
(5)受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時 <u>(出荷時)</u> の温度について監督職員の承諾を得なけ	(5)受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督職員に承諾を得なければなら	度は出荷温度と同じとして運用している実
ればならない。また、その変動は、承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。	ない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。	態である。
8. コンクリート舗装の規定	8. コンクリート舗装の規定	(H22. 1 アススファルト舗装工事共通仕様書 P118, 119)
受注者は、コンクリート舗装の練りまぜ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷卸しにあたって、以	受注者は、コンクリート舗装の練りまぜ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷卸しにあたって、以	
下の各規定に従わなければならない。	下の各規定に従わなければならない。	
(1)受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りまぜには、	(1)受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りまぜには、	
強制練りミキサ <u>ー</u> 又は可傾式ミキサ <u>ー</u> を使用しなければならない。	強制練りミキサ又は可傾式ミキサを使用しなければならない。	JIS 名称変更(ミキサー)
13. 転圧コンクリート舗装の規定	13. 転圧コンクリート舗装の規定	
受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。	受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。	
(7) 受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって練りまぜ用ミキサ <mark>ー</mark> として、2軸パグミル型、水平回転型、	(7)受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって練りまぜ用ミキサとして、2軸パグミル型、水平回転型、	
あるいは可傾式のいずれかのミキサ <u>ー</u> を使用しなければならない。	あるいは可傾式のいずれかのミキサを使用しなければならない。	JIS名称変更(ミキサー)
		JIS名称変更(ミキサー)
第11節 仮設 工	第 11 節 仮 設 工	
5-11-15 コンクリート製造設備工	5-11-15 コンクリート製造設備工	
2. コンクリートの練りまぜ	2. コンクリートの練りまぜ	
受注者は、コンクリートの練りまぜにおいてはバッチミキサ <u>ー</u> を用いなければならない。	受注者は、コンクリートの練りまぜにおいてはバッチミキサを用いなければならない。	JIS 名称変更(ミキサー)   
第 13 節 工場製作工(共通)	第 13 節 工場製作工(共通)	
5-13-2 材 料	5-13-2 材 料	
7. 工場塗装工の材料	7. 工場塗装工の材料	
工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。	工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。	
(5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは亜鉛粉末製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造	(5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは亜鉛粉末製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造	
後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。 <u>工期延期等やむを得ない理由によって使</u>	後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	
用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り		鋼道路橋防食便覧 H26.3 に基づき有効期
試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。		限を超えた際の扱いについて追記 
第 17 節 植栽維持工	第 17 節 植栽維持工	
5-17-2 材 料	5-17-2 材 料	
1. 一般事項	1. 一般事項	
受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証	
明する資料等の、確認を受けなければならない。	明する資料等の、確認を受けなければならない。	
なお、薬剤については農薬取締法( <mark>令和元</mark> 年 <u>12</u> 月改正法律第 <u>62</u> 号)に基づくものでなければならな	なお、薬剤については農薬取締法( $\underline{\mathrm{平成 30}}$ 年 $\underline{\mathrm{6}}$ 月改正法律第 $\underline{\mathrm{53}}$ 号)に基づくものでなければならな	諸法令の改正にともなう
l,	l' <sub>o</sub>	

行 (令和2年度) 改定理由 改 定 (令和3年度) 5-17-3 樹木・芝生管理工 5-17-3 樹木·芝生管理工 2. 剪定の施工 2. 剪定の施工 受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策 受注者は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所に合った剪定形式により行なわなけれ 「基発 0131 第 1 号 令和 2 年 1 月 31 定について(厚生労働省令和2年1月)によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所に合った剪定形式 ばならない。なお、剪定形式について監督職員より指示があった場合は、その指示によらなければなら 日」付の改定にともなう により行なわなければならない。 ない。 なお、剪定形式について監督職員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。 15. 幹巻き 15. 幹巻き 受注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら繩またはしゅろ縄で巻き上げる 受注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら繩またはシュロ縄で巻き上げる ものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければ ものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければ ならない。 ならない。 16. 支柱の設置 16. 支柱の設置 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱 との取付け部については、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。 との取付け部については、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。 第18節 床版工 第18節 床版工 5-18-2 床版工 5-18-2 床版工 1. 鉄筋コンクリート床版 1. 鉄筋コンクリート床版 鉄筋コンクリート床版については、以下の規定によるものとする。 鉄筋コンクリート床版については、以下の規定によるものとする。 (4) 受注者は、スペーサについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コン (4) 受注者は、スペーサーについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コ │ コンクリート標準示方書と用語を統一 (スペーサ) クリートと同等の品質を有するものとしなければならない。 ンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。 なお、それ以外のスペーサを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければ なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなけれ ならない。スペーサは、1 m あたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を ばならない。スペーサーは、1 ㎡あたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形 保つものとする。 状を保つものとする。 第8章 管水路 第8章 管水路 第1節 管水路 第1節 管水路 8-1-3 一般事項 8-1-3 一般事項 2. 布設接合 2. 布設接合 コンクリート標準示方書と用語を統一 (18)スペーサは、次のスペーサ用ゴム版を標準とし、施工に先立ち接着するものとする。 (18) スペーサーは、次のスペーサー用ゴム版を標準とし、施工に先立ち接着するものとする。 (スペーサ)

農業土木工事仕様書新旧対比表			
改 定 (令和3年度)	現 行 (令和2年度)	改定理由	
第9章 ダ ム	第9章 ダ ム		
第4節 コンクリートダム	第4節 コンクリートダム		
9-4-2 ダムコンクリートエ	9-4-2 ダムコンクリートエ		
6. 練りまぜ	6. 練りまぜ		
(2)ミキサ <u>ー</u> の練り混ぜ性能試験	(2)ミキサの練り混ぜ性能試験		
受注者は、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサ <u></u> 第2部:練混ぜ性能試験方法)によりミキサ <u></u> の	受注者は、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサ 第2部:練混ぜ性能試験方法)によりミキサの練り	JIS 名称変更(ミキサー)	
練りまぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整	まぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保	JIS 名称変更(ミキサー)	
理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければなら	管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。		
ない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員に報告しなければならない。	また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員に報告しなければならない。		
(3)使用機器	(3)使用機器		

受注者は、コンクリートの練りまぜにあたっては、バッチミキサーを用いなければならない。

(4)材料分離

ミキサーは、練り上がりコンクリートを排出する時に、材料の分離を起こさないものとする。

(5)1練りの量及び練りまぜ時間の決定

受注者は、1練りの量及び練りまぜ時間を、 JIS A 8603-2 (コンクリートミキサ<u>ー</u>第2部:練混ぜ性 能試験方法)により試験を行ったうえで決定しなければならない。

①可傾式ミキサーの練りまぜ時間は、ミキサー内にセメント、混和材、混和剤及び骨材を全部投入した ときからとし、その最少時間は表 9-1 を標準とする。

表 9-1	ミキサ-	の標準最少練りまぜ時間	

ミキサ <u>ー</u> 容量(㎡)	練りまぜ時間(分)
3 以下 ~ 2 超	2. 5
2以下 ~ 1.5超	2. 0
1.5 以下	1.5

②受注者は、強制練りミキサーを用いる場合は、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第2部:練混ぜ 性能試験方法)により練りまぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験 結果は整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しな ければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員に報告する。

(7)排出

受注者は、ミキサー内のコンクリートを全部排出した後でなければ、新たに材料を投入してはならな い。

受注者は、コンクリートの練りまぜにあたっては、バッチミキサを用いなければならない。

(4)材料分離

ミキサは、練り上がりコンクリートを排出する時に、材料の分離を起こさないものとする。

(5)1練りの量及び練りまぜ時間の決定

受注者は、1練りの量及び練りまぜ時間を、 JIS A 8603-2 (コンクリートミキサ第2部:練混ぜ性能 試験方法)により試験を行ったうえで決定しなければならない。

①可傾式ミキサの練りまぜ時間は、ミキサ内にセメント、混和材、混和剤及び骨材を全部投入したとき からとし、その最少時間は表 9-1 を標準とする。

### 表 9-1 ミキサの標準最少練りまぜ時間

ミキサ容量(m³)	練りまぜ時間(分)
3以下 ~ 2超	2. 5
2以下 ~ 1.5超	2. 0
1.5 以下	1.5

- ②受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサ第2部:練混ぜ性能 試験方法)により練りまぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果 は整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなけれ ばならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員に報告する。
- (7)排出

受注者は、ミキサ内のコンクリートを全部排出した後でなければ、新たに材料を投入してはならな い。

JIS 名称変更(ミキサー)

JIS 名称変更(ミキサー)

JIS 名称変更 (ミキサー)

JIS 名称変更 (ミキサー)

JIS 名称変更(ミキサー) JIS 名称変更 (ミキサー)

JIS 名称変更(ミキサー)

JIS 名称変更 (ミキサー)

改 定 (令和3年度) 現 行 (令和2年度) 改定理由

(8)付着物の除去

受注者は、コンクリートの打込み作業開始前及び打込み作業終了後にはミキサーを清掃し、ミキサー 内に付着したコンクリート及び雑物を除去しなければならない。

# 第10章 コンクリート橋上部

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合 は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図 書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧

(令和2年9月)

日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧

(令和2年9月)

### 第3節 工場製作工

# 10-3-1 一般事項

2. 施工計画書

受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設 計図書に示されている場合、または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部また は一部の記載を省略することができる。

# 第11章 鋼橋上部

# 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合 は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図 書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

日本道路協会 鋼道路橋施工便覧

(令和2年9月)

# 第 12 章 橋梁下部

## 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合 は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計 図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)

日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月)

日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月) (8)付着物の除去

受注者は、コンクリートの打込み作業開始前及び打込み作業終了後にはミキサを清掃し、ミキサ内に 付着したコンクリート及び雑物を除去しなければならない。

# 第10章 コンクリート橋上部

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合 は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図 書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧

(平成6年2月)

諸基準類の改定にともなう 諸基準類の改定にともなう

解釈の追記

JIS 名称変更(ミキサー)

日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (平成10年1月)

### 第3節 工場製作工

# 10-3-1 一般事項

2. 施工計画書

受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設 計図書に示されている場合、または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部また は一部を省略することができる。

# 第11章 鋼橋上部

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合 は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図 書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

日本道路協会 鋼道路橋施工便覧

(平成27年3月)

諸基準類の改定にともなう

# 第 12 章 橋梁下部

## 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合 は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計 図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月)

日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成27年3月) 諸基準類の改定にともなう

諸基準類の改定にともなう 諸基準類の改定にともなう

改 定 (令和3年度)

# 第8節 鋼製橋脚工

# 改定理由

# 第8節 鋼製橋脚工

### 12-8-9 橋脚フーチングエ

4. 適用規定

受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧皿現場施工編第3章架設」(日本 道路協会、令和2年9月)による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方 法を定め、施工計画書に記載しなければならない。

また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けな いように保護しなければならない。

### 12-8-11 現場継手工

2. 適用規定(2)

受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)第20章施工」 (日本道路協会、平成 29 年 11 月)、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第 3 章架設」(日本道路協会、令和 2 年9月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なけれ ばならない。

# 第 22 章 植 栽

### 22-1-2 植栽工

- 10. 受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け 部は、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。
- 13. 受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、しゅろ縄で巻き上げ るものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければな らない。
- 14. 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱と の取付け部は、杉皮等を巻き<u>しゅろ</u>縄を用いて動かぬよう結束するものとする。

### 22. 支柱

- (3) 丸太と樹幹の結束部分は、杉皮(又は人工品)を巻き、しゅろ縄にて結束する。
- (4) 結束は、鉄線、しゅろ縄とも動かないように堅固にするとともに、結束部を見ばえ良く危険のないよ うにするものとする。

### 12-8-9 橋脚フーチングエ

4. 適用規定

受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」(日本 道路協会、平成27年3月)による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方 法を定め、施工計画書に記載しなければならない。

行 (令和2年度)

また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けな いように保護しなければならない。

#### 12-8-11 現場継手工

2. 適用規定(2)

受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)第20章施工」 (日本道路協会、平成 29 年 11 月)、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第 3 章架設」(日本道路協会、平成 │諸基準類の改定にともなう 27年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なけ ればならない。

諸基準類の改定にともなう

# 第22章 植 栽

### 22-1-2 植栽工

- 10. 受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け 部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。
- 13. 受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、シュロ縄で巻き上げ るものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければな らない。
- 14. 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱と の取付け部は、杉皮等を巻き<u>シュロ</u>縄を用いて動かぬよう結束するものとする。

- (3) 丸太と樹幹の結束部分は、杉皮(又は人工品)を巻き、シュロ縄縄にて結束する。
- (4) 結束は、鉄線、シュロ縄縄とも動かないように堅固にするとともに、結束部を見ばえ良く危険のない ようにするものとする。